19　特定一第３表２における事業者の全体又は事業分類ごとの電気の需要の平準化に資する措置を評価したエネルギーの使用に係る原単位（以下「電気需要平準化評価原単位」という。）等の求め方は、以下のとおりとする。なお、特定事業者が設置するすべての工場等又は特定連鎖化事業者が設置するすべての工場等及び加盟者が設置する当該連鎖化事業に係るすべての工場等の事業分類、Ⓒの構成割合（Ⓓ）、事業ごとの生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値（Ⓔ）については、特定一第３表１における算定と同じとすること。

⑴　Ⓔがそれぞれの事業で同じ単位、もしくは共通のⒺに換算可能であり、事業者全体の電気需要平準化評価原単位Ⓦ’が算出可能な場合は、以下のア．により事業者全体としての電気需要平準化評価原単位を算出する。

ア．事業者全体としての電気需要平準化評価原単位Ⓦ’が算出可能な場合

事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の電気需要平準化評価原単位Ⓦ’を求める。

㋐エネルギーの使用量の合計（原油換算kl）・・・Ⓐ

㋑電気需要平準化時間帯の買電量の合計（原油換算kl）・・・Ⓐ’

㋒販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算kl）・・・Ⓑ

㋓Ⓐ＋Ⓐ’×（評価係数－１）－Ⓑ・・・Ⓒ’

㋔生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・Ⓔ

㋕事業分類ごとのⒸ’及びⒺを事業者全体で合計し、それぞれの合計値Ⓤ’、Ⓥを求めることにより、事業者全体の電気需要平準化評価原単位Ⓦ’＝Ⓤ’／Ⓥが求められる。

㋖Ⓦ’と前年度の原単位Ⓧ’の比・・・Ⓨ’

⑵　Ⓔが事業ごとに異なり、事業者全体の電気需要平準化評価原単位Ⓦ’が算出困難な場合は、以下のア．により事業者の電気需要平準化評価原単位の対前年度比Ⓩ’を算出する。

ア．事業者全体としての原単位Ⓦ’の算出が困難な場合

事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の電気需要平準化評価原単位の対前年度比Ⓩ’を求める。

㋐エネルギーの使用量の合計（原油換算kl）・・・Ⓐ

㋑電気需要平準化時間帯の買電量の合計（原油換算kl）・・・Ⓐ’

㋒販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算kl）・・・Ⓑ

㋓Ⓐ＋Ⓐ’×（評価係数－１）－Ⓑ・・・Ⓒ’

㋔事業分類ごとのⒸの値の、事業者全体の合計値に対する構成割合（％）・・・Ⓓ

㋕生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・Ⓔ

㋖電気需要平準化評価原単位・・・Ⓒ’／Ⓔ＝Ⓕ’

㋗前年度の電気需要平準化評価原単位・・・Ⓖ’

㋘事業分類ごとの電気需要平準化評価原単位の対前年度比（％）・・・Ⓗ’

㋙事業ごとの電気需要平準化評価原単位の対前年度比Ⓗ’をⒹの重みで加重平均し、事業者全体の電気需要平準化評価原単位の対前年度比を求める。Ⓩ’＝①’＋②’＋③’＋・・・

20　特定一第４表及び指定一第６表の上段の欄には、当該年度を含む直近５年間の年度を記入すること。また、「エネルギーの使用に係る原単位」及び「電気需要平準化評価原単位」、並びにそれぞれの「対前年度比」の欄には、原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値を記入すること。なお、特定一第３表１及び２において事業者全体の原単位Ⓦ及び事業者全体の電気需要平準化評価原単位Ⓦ’が算出困難であった場合は、「エネルギーの使用に係る原単位」及び「電気需要平準化評価原単位」は空欄とし、「対前年度比」にⓏ及びⓏ’を記入すること。

21　特定一第４表及び指定一第６表の「５年度間平均原単位変化」の欄には、エネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位の過去５年度間の対前年度比をそれぞれ乗じた値の４乗根となる値を記入すること。算出方法は、以下のとおり。

⑴　エネルギーの使用に係る原単位

５年度間平均原単位変化（％）＝（Ⓙ×Ⓚ×Ⓛ×Ⓜ）$^{1/4}$（％）又は

５年度間平均原単位変化（％）＝（ⓓ×ⓔ×ⓕ×ⓖ）$^{1/4}$（％）

⑵　電気需要平準化評価原単位

５年度間平均原単位変化（％）＝（Ⓙ’×Ⓚ’×Ⓛ’×Ⓜ’）$^{1/4}$（％）又は

５年度間平均原単位変化（％）＝（ⓓ’×ⓔ’×ⓕ’×ⓖ’）$^{1/4}$（％）

22　特定一第５表は、例えば「㋺の理由」が「㋑の理由」と同様になる場合には、「㋑と同じ」と記入してもよい。

23　特定一第６表は、事業者が工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（平成21年経済産業省告示第66号）に定めるベンチマーク指標の対象となる事業（以下「ベンチマーク対象事業」という。）を行っている場合に、ベンチマーク対象事業の名称、ベンチマーク指標の状況及びベンチマーク対象事業のエネルギー使用量について記入すること。

24　特定一第７表は、事業者がベンチマーク対象となる事業を行っている場合に、ベンチマークの状況に関し、参考となる情報を記載すること。

25　特定一第８表は、該当するものに■印を付すこと。また、該当しない項目については、欄全体に斜線を引くこと。

26　特定一第10表は、特定事業者が設置するすべての工場等又は特定連鎖化事業者が設置するすべての工場等及び加盟者が設置している当該連鎖化事業に係るすべての工場等のうち、第一種エネルギー管理指定工場等又は第二種エネルギー管理指定工場等の指定を受けている工場等をすべて記入すること。指定区分の変更が必要な場合は、「（指定区分の変更手続きが必要□）」欄に■印を付すこと。

27　特定一第11表は、現在エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であって、エネルギーの使用量が令第６条に定める数値以上の工場等をすべて記入すること。

28　特定一第12表及び指定一第10表の記入に当たっては、特定一第12表及び指定一第10表に記載された備考欄を参照すること。

29　指定一第２表の「産業用蒸気」、「産業用以外の蒸気」、「温水」、「冷水」の使用量を熱量換算する際、別表第２に規定する換算係数に代えて、当該熱を発生させるために使用された燃料の発熱量を算定する上で適切と認められるものを使用した場合は、当該係数の根拠となる資料を添付すること。

30　指定一第２表に記入する際に、都市ガスについては、供給会社等から提示された単位発熱量を指定一第２表欄外に記入すること。

31　指定一第３表は、原則として各設備の年間のエネルギーの使用量の合計が、当該工場の総エネルギー使用量の８割を網羅するよう記入すること。

32　指定一第８表は、専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等（法第５条第１項第１号）に該当する場合は１、それ以外の工場等（法第５条第１項第２号）に該当する場合は２について、該当する項目に■印を付し、必要な箇所については数値を記入すること。また、該当しない項目については、当該項目の欄全体に斜線を引くこと。